



令和 3 年 4 月 1 日

社会福祉法人愛育会 一般事業主行動計画

【次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法 一体型】

すべての職員がその個性と能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい職場環境の整備を行うため、この行動計画を策定する。

1 計画期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

2 内容

目標 1 妊娠中や出産後の女性職員の健康確保や育児に関する諸制度の周知、情報提供及び相談体制の強化等により、年次有給休暇も含め、休暇が取得しやすく、育児や職場復帰がしやすい職場環境づくりを推進する。【次世代】【女性】

〈対策〉

- ・令和 3 年 4 月～ 行動計画を職員に周知する。
管理職と子育て世代職員との意見交換等を推進する。
- ・令和 5 年 4 月～ これまでの取組を検証し、見直しをする。
- ・令和 7 年 4 月～ 再検証及び評価し、新たな行動計画の策定を検討する。

目標 2 子ども・子育てに関する地域貢献活動や大学生等に対する職場実習の実施など次世代育成に関する社会貢献活動を推進する。【次世代】

〈対策〉

- ・令和 3 年 4 月～ 社会貢献活動行動の取組内容を検討する。
できることから実施していく。
- ・令和 5 年 4 月～ これまでの取組を検証し、見直しをする。
- ・令和 7 年 4 月～ 再検証及び評価し、新たな行動計画の策定

目標 3 管理職における女性職員の割合が、職員の男女比率に見合った割合（57.7%）が達成されるようキャリア形成等を推進する。【女性】

〈対策〉

- ・令和 3 年 4 月～ キャリア形成に関する研修、交流等の実施検討。
研修、講座等への参加を積極的に促す。
- ・令和 5 年 4 月～ これまでの取組を検証し、見直しをする。
- ・令和 7 年 4 月～ 再検証及び評価し、新たな行動計画の策定を検討する。